

# 令和8年、9年度大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券配送業務委託仕様書

## 第1 業務概要

本市が委託する大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券(以下「指定ごみ袋等」という。)を、本市が指定する指定ごみ袋等取扱店(以下「取扱店」という。)へ配送する業務を行う。

## 第2 業務に係る基本事項

### 契約期間

契約期間は、契約締結日より令和10年3月31日までとする。

### 適格事業者

本業務は、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に定める国土交通大臣の許可等を受けて運送業を営む者が行うこと。

### 設備・人員等

- (1) 受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行う必要な機材、人員等を確保するとともに、指定ごみ袋等の配送状況を的確に把握すること。
- (2) 人員の配置については、業務全体を把握している担当者を置き、本市及び取扱店との事務連絡体制を確保すること。

### 業務日等

- (1) 取扱店への配送業務は、原則月1回(毎月25日を基準日とする。)とし、午前8時30分から午後5時00分まで(以下「業務時間」という。)に行うものとする。
- (2) 配送業務は、可能な限り迅速に行い、当日の業務時間内に完了すること。ただし、取扱店が定休日等の場合は、指定ごみ袋等を適切に保管し、翌日の業務時間内に配送すること。

### 配送業務

- (1) 初回の配送は、令和8年5月25日予定とする。

年間配送予定日(令和8・9年度)

| 令和8年度<br>配送予定日 | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                | 25日 月 | 25日 木 | 24日 金 | 25日 火 | 25日 金 | 23日 金 |
|                | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    |       |
| 25日 水          | 25日 金 | 25日 月 | 25日 木 | 25日 木 |       |       |

| 令和9年度<br>配送予定日 | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                | 23日 金 | 25日 火 | 25日 金 | 23日 金 | 25日 水 | 24日 金 |
|                | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    |
| 25日 月          | 25日 木 | 24日 金 | 25日 火 | 25日 金 | 24日 金 |       |

- (2) 配送先となる取扱店は市内約130店舗(ただし、1ヶ月当たりの配送店舗数は約30店舗)である。また、実際の配送の数量については、各取扱店からの注文数に応じた配送になるため、毎回、多少増減するものとする。
- (3) 取扱店の詳細な情報は、配送業務開始までに本市が指示することとし、追加や変更等があった場合は、本市の指示に従うものとする。
- (4) 本市の取扱店でない店舗へは、指定ごみ袋等を配送しないこと。

- (5) 上記の業務日等(1)の記載のとおり、配送業務は月1回とし、**配送用一覧・配送用一覧合計・納品書・受領書【別紙-1-2-3】**及び指定ごみ袋等を「大和高田市クリーンセンター」及び「仮設倉庫(大和高田市今里川合方44-1)」で集荷し、取扱店に配送を行うこと。  
また、複数人で配送を行う場合は、その旨を本市に報告すること。なお、配送業務を行う者は、配送前日までに取扱店及び配送数量を把握していなければならない。
- (6) 配送業務は、取扱店が指定ごみ袋等を受領したことをもって完了とし、的確に配送完了数量を把握できるように管理すること。また、本市が預託する指定ごみ袋等は、常に適正に管理し、集荷及び配送前に当月分の各数量の確認を行うこと。
- (7) 配送の際には、取扱店の担当者に納品書及び受領書の受渡しを行い、毎月末までに受領書及び請求書を**配送用一覧【別紙-2】に記載の順番に整え、提出すること。**
- (8) 配送業務に関して、本仕様に疑義が生じた場合は、協議して決定すること。

### 配送単位

- (1) 配送業務は、箱(パック)単位で行い、指定ごみ袋は1種類1箱、粗大ごみ処理券1パックから行うことを原則とする。なお、指定ごみ袋は大和高田市指定ごみ袋製造請負業者により段ボール箱に梱包されているものである。
- (2) 粗大ごみ処理券は、配送に必要な数量だけを一括して箱等に入れて渡すため、取扱店に配送する時は、必要な数だけ取り出して配送すること。

**※梱包箱の予定寸法、重量は下記のとおりである。**

|           |     |             |                  |
|-----------|-----|-------------|------------------|
| 指 定 ご み 袋 | (大) | 1箱(500枚入り)  | 110サイズ、20kg程度の箱  |
|           | (中) | 1箱(500枚入り)  | 100サイズ、15kg程度の箱  |
|           | (小) | 1箱(500枚入り)  | 90サイズ、10kg程度の箱   |
| 粗大ごみ処理券   |     | 1パック(25枚の束) | 75mm×130mm(紙帯留め) |

### 配送予定数量

1年間の配送予定数量は下記のとおりである。

|       |           |     |        |
|-------|-----------|-----|--------|
| 令和8年度 | 指 定 ご み 袋 | (大) | 1,840箱 |
|       |           | (中) | 2,140箱 |
|       |           | (小) | 1,010箱 |
|       | 粗大ごみ処理券   |     | 370パック |

|       |           |     |        |
|-------|-----------|-----|--------|
| 令和9年度 | 指 定 ご み 袋 | (大) | 2,000箱 |
|       |           | (中) | 2,300箱 |
|       |           | (小) | 1,100箱 |
|       | 粗大ごみ処理券   |     | 400パック |

※配送数量には、1割程度の増減が起こる可能性がある。

### 指定ごみ袋等の取扱い

- (1) 指定ごみ袋等は一般廃棄物処理手数料に相当する金券の性質を有するものであり、破損、紛失等の事故を起こさないよう取扱いに十分注意すること。特に、業務に従事する者に対しては、その取扱いについて周知徹底すること。
- (2) 事故等の不測の事態が発生した場合は、臨機の対応を行うとともに、速やかに本市に対し書面による報告を行い、その後においては、本市の指示に従うこと。

### 損害賠償

- (1) 業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担する。
- (2) 上記(1)の損害が天災等特別の事情によるものである場合、受託者の負担は本市と協議のうえ、決定する。
- (3) 上記(1)の損害が本市が預託する指定ごみ袋である場合、その損害額は直近の指定ごみ袋製造に要した金額から指定ごみ袋1枚当たりの製造に要する金額に相当する金額を求め、それに損害を受けたと本市が認める指定ごみ袋の枚数を乗じて得られた金額とし、この金額を本市に支払うこと。ただし、損害を受けた指定ごみ袋が、市場で流通しているこ

とが判明し、その枚数を把握できる場合は、指定ごみ袋の種類に応じ、大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成11年条例第23号)第23条第1項に規定する別表第1に掲げる指定ごみの枚数を乗じて得られた金額を損害額とする。

#### その他

- (1) 本業務の履行中に得られた本業務に関する重要な情報は、速やかに本市に報告すること。
- (2) 本仕様書に定めがない事項については、本市と協議して決定すること。